貸付番号№． $\qquad$


## 生 活 資 金 借 用 証 書

一，金 $\qquad$円也

上記の金額を，公益社団法人山形県社会福祉振興会業務方法書並びに生活資金貸付規程を承知のうえ，下記条件により借用いたします。

記

1．償還は，年 月 日から 年 月 日 日までに
月賦償還•半年賦償還により返済いたします。
2．振興会退職手当共済事業加入の被共済職員でなくなったとき，また，業務方法書並び
に規定に定められた手続きその他の義務を总ったときは，経営者から受ける給料その他 の諸給与金または退職手当金から控除，取立てられても異議ありません。

3．借受人が返済できないときは，連帯保証人において相違なく返還いたします。

平成 年 日 日

公益社団法人山形県社会福祉振興会長 殿

借受人 住 所
氏 名
（ap）

連帯保証人 所属経営者名
住 所
氏 名
（AD）

同 意 者 所 在 地
経営者名
代表者氏名

## 印紙税額一覧表（抜粋）

平成 29 年 4 月現在

| 番号 | 文書の種類 | 印紙税額（1 通又は 1 冊につき） |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 1 （省略） | 記載された契約金額が |  |  |  |
|  | 2 （省略） | 1 万円以上 | 10 万円以下の | もの | 200 円 |
|  | 3 消費貸借に関する契約書 | 10 万円を超え | 50 万円以下 | ＂ | 400 円 |
|  | （例）金銭借用証書，金銭消費貸借契約書 | 50 万円を超え | 100 万円以下 | ＂ | 1 千円 |
|  | 4 （省略） | 100 万円を超え | 500 万円以下 | ＂ | 2 千円 |

（出典：国税庁ホームページ）

